

岡山県立岡山聾学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月 改定

いじめに関する現状と課題

・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に従い、4月現在、本校が昨年度の状況として把握しているいじめ認知件数は0件であった。いじめに発展しかねない案件もあったが、その都度幼児児童生徒の実態に合わせて指導を行った。いじめに限らず、本校における人間関係のトラブルは、聞こえの障害や他の併せ有する障害によって意思疎通がスムーズに行えなかったことに起因することが多い。また、中学部、高等部になるとスマートフォン等の所持率は高くなり、多くの生徒がフェイスブックやLINE等のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を利用している。毎年度、生徒指導主事を中心にいじめアンケート等を行い、いじめの未然防止や早期発見に取り組んでいるが、スマートフォン等の適切な使用の仕方を含め、生徒の実態に合わせた指導を継続していく必要がある。

いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

・本校は幼稚部、小学部、中学部、高等部、寄宿舎があり、それぞれの部、舎との連携と学校全体としての取組を推進するため、いじめ対策委員会には生徒指導主事以外にも養護教諭やそれぞれの部、舎のコーディネーター、教育相談係も参画し、生徒の人間関係を包括的に把握することでいじめの未然防止、早期発見に努める。また、児童・生徒へいじめの実態調査を行い、その結果を基に生徒や保護者へいじめ根絶の推進を図る。

<重点となる取組>

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深めるために、関係資料を配付し、教職員のいじめ認知能力や対応能力の向上を図る。
- ・生徒のSNSやインターネット利用実態を踏まえ、生徒の実態に応じた情報モラルに関する授業や講演を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のため、関係資料を配付する。
- ・通信「れんけい」にいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、いじめ事案への対応。
- <委員会の開催時期>
 - ・年2回程度(問題発生時にはその都度)
- <委員会内容の教職員への伝達>
- ・委員会開催後の職員会議等で全職員に周知。緊急の場合は朝礼等で知らせる。

<構成メンバー>

校長、副校長、各部教頭、主幹教諭、生徒指導主事、該当部生徒指導係、養護教諭、外部委員

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・県教育委員会
- ・児童相談所
- ・岡山県警

<連携の内容>

- ・本人、保護者支援のための専門スタッフの派遣
- ・ネットパトロールによる監視

<学校側の窓口>

- ・指導課担当教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	(人権教育・道徳教育の充実) ○幼児児童生徒の実態に合わせて題材や資料等の内容を工夫しながら、人権意識を高め、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする態度を育成する。 ○いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることを大切にす。 (体験教育の充実) ○交流及び共同学習、職場体験、職場実習、実務実習等を通して豊かな人間関係づくりの基盤となるコミュニケーション能力や社会性を育てる。 (情報モラル教育) ○教科や特別活動、自立活動の時間に、スマートフォン等の正しい使い方やネット上のコミュニケーションの在り方についての指導を行う。 ○保護者や教職員向けの研修会を行う。
② 早 期 発 見	(日々の観察) ○幼児児童生徒との信頼関係を築きながら、小さな変化や危険なサインを見逃さないように努める。 ○授業中だけでなく、休み時間や昼休みも子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。 (教育相談) ○教育相談体制を活用しながら、児童生徒や保護者が気軽に相談できる関係づくりに努める。 ○定期的な教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。 (定期的なアンケート調査等の実施) ○教育相談週間開始前のアンケート調査の実施や、少なくとも年間2回のいじめアンケートを実施した結果から、いじめの状況を把握し、生徒の人間関係把握に努める。
③ い じ め へ の 対 処	(いじめの正確な実態把握) ○当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。 ○個々に聴き取りを行う。 ○関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ○ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 (いじめ対策委員会の開催) ○指導のねらいを明確にする。 ○全ての教職員の共通理解を図る。 ○対応する教職員の役割分担を考える。 ○教育委員会、関係機関との連携を図る。 (子どもへの指導・支援) ○いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。 ○いじめた子どもに相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。 (保護者との連携) ○直接会って、具体的な対策を説明する。 ○協力を求め、今後の学校との連携方法を確認する。 (以後の対応) ○継続的に指導や支援を行う。 ○カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。